

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
1月29日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)……………一

道路の区域の変更(道路整備課)……………四

道路の供用の開始(道路整備課)……………五

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………五

公告

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………五

公安委規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………六

雑報

県報の正誤(平成二十一年三月三十一日山口県告示第百五十三号)……………六

山口県告示第三十号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年一月二十九日から同年二月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆

の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m^3 /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間 隔 時 日 当 た の 使 用 間 隔 変 動 の 概 要
二七一又	七二	平成二二、 二、二五	平成二二、 二、二八	平成二二、 三、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃カス洗浄施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八	通 常	通 常	通 常
"	九	最 大	最 大	最 大
三	二・五	通 常	通 常	通 常
五	四・三	最 大	最 大	最 大
一〇	六	通 常	通 常	通 常
二〇	三	最 大	最 大	最 大
"	一	通 常	通 常	通 常
一・三	〇・九	最 大	最 大	最 大
二・二	一・二	通 常	通 常	通 常
"	〇・一	最 大	最 大	最 大
"	〇・二	通 常	通 常	通 常
二、九三三、五〇八	一四〇、四〇〇	通 常	通 常	通 常
二、九三三、五〇八	一四〇、四〇〇	最 大	最 大	最 大

山口県告示第三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

総合排水処理施設	種 類		項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前			
"	八	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常	通 常
"	九	最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	最 大	最 大
"	三	通 常	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常	通 常
"	五	最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	最 大	最 大
一〇	一四〇	通 常	浮遊物質量 (mg/l)	通 常	通 常
二〇	二八〇	最 大	浮遊物質量 (mg/l)	最 大	最 大
"	検出せず	通 常	鉍油類 (mg/l)	通 常	通 常
"	一・三	最 大	鉍油類 (mg/l)	最 大	最 大
"	二・二	通 常	素	通 常	通 常
"	〇・一	最 大	素	最 大	最 大
"	〇・二	通 常	燐	通 常	通 常
"	二、九三三、五〇八	最 大	燐	最 大	最 大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

総合排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時間	変 動 概 況	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定													
堰	囲	い	三、八四〇、〇〇〇	沈殿	連	続	二	四	時	間	概	季	節	的	変	動	の	要	な	し	(既	設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		備考
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二七一又	通 常	通 常	(一)の表の備考は、この表について準用する。
四	最 大	最 大	
二・三	通 常	通 常	
四・二	最 大	最 大	
検出せず	通 常	通 常	
検出せず	最 大	最 大	
〇・七	通 常	通 常	
一・三	最 大	最 大	
〇・四	通 常	通 常	
〇・六	最 大	最 大	
七	通 常	通 常	
七	最 大	最 大	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年一月二十九日から同年二月十八日ま
 での間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆
 の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社
 住 所 山陽小野田市石井手二丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 ジャパンファインスチール株式会社
 所在地 山陽小野田市石井手二丁目一九番一号
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 力 (kg/日)	工 事 着 手 年 月 日 定 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定 年 月 日 定	使 用 時 間 隔 間 隔 時 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間 時 間 隔 時 間 隔	季 節 的 変 動 の 概 要
六三〇口 (二基)	一・八	平成二二、 二、一九	平成二二、 二、二六	平成二二、 二、二六	連 続	二 四 時 間	変 動 な し
六五 (二基)	"	"	"	"	"	"	"
六六 (二基)	"	"	"	"	"	"	"

備考 「六三〇口」、「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電
 解式洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号
 の電気めつき施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
通 常 最 大	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	汚水等の一日当たりの量(m ³)
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	磷 (mg/l)	

山口県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 下関美祢線
道路の区域

区 間	区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
道路の種類 路線名 道路の区域 美祢菊川線	美祢市東厚保町川東字和田ノ沖一七〇の六地先から同市東厚保町川東字和田ノ上七二三の一地先まで	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新 旧	最狭 最広 二一・三〇 二一・三〇	一一〇・五 一一〇・五	道路改良工事が完了による。

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 質 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m ³)
						水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	"	"	"	七・二	通 常	最大	最大	最大
"	"	"	"	八・五	通 常	最大	最大	最大
七・一	三・六	二・一	六・九	七・九	通 常	最大	最大	最大
二	六・二	四・二	二	一一・四	通 常	最大	最大	最大
九	一〇	八	八・八	七・九	通 常	最大	最大	最大
"	"	"	二〇	一五	通 常	最大	最大	最大
"	"	"	検出せず	一	通 常	最大	最大	最大
六・七	五・四	二・三	三・六	三	通 常	最大	最大	最大
一五・六	八・一	四・五	八・七	五	通 常	最大	最大	最大
〇・七五	〇・七	〇・三一	〇・四四	〇・四	通 常	最大	最大	最大
一・六一	一・三	〇・六九	一・二二	〇・八	通 常	最大	最大	最大
七	七六	一八・九五	二五	八五三・五五	通 常	最大	最大	最大
一三	一〇五	三三	四〇	九六九・一	通 常	最大	最大	最大

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	六三一口 (二基)	六五 (二基)	六六 (二基)
七	二	二	三・二
八〇	三〇	四〇	四〇
五〇	四〇	五〇	五〇
一〇〇	八〇	一〇〇	一〇〇
一五	三	一五	一五
二〇	五	二〇	二〇
〇・一	〇・四	〇・一	〇・一
〇・二	〇・八	〇・二	〇・二
〇・〇三三	〇・〇〇五	〇・〇三三	〇・〇三三
〇・〇三三	〇・〇〇五	〇・〇三三	〇・〇三三

美祿市東厚保町川東字和田ノ沖一七九〇の六地先から同市東厚保町川東 同字一七九六の一 地先まで		新	旧
最狭 一八・四二	最広 九・六・二	六〇・三	六〇・〇
		道路改良工事の完了による。	

山口県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下関美祿線	美祿市東厚保町川東字和田ノ沖一七九〇の六地先から同市東厚保町川東字和田ノ上七二三の一 地先まで	平成二十二年一月三十日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 美祿菊川線	美祿市東厚保町川東字和田ノ沖一七九〇の六地先から同市東厚保町川東 同字一七九六の一 地先まで	平成二十二年一月三十日

山口県告示第三十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十二年一月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
矢ヶ迫(1)地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
山口市	上小鯖	南矢ヶ迫	一一〇三の二	一号
"	"	矢ヶ迫	四一七	二号
"	"	"	四一五	三号
"	"	"	四一五	四号
"	"	鬼ヶ久保	四二二の二	五号
"	"	"	四〇九の二	六号
"	"	"	四一一の一	七号
"	"	"	四〇八の四	八号
"	"	矢ヶ迫	一〇七六	九号
"	"	"	一〇七九	十号
"	"	上矢ヶ迫	一〇八七の一	十一号
"	"	南矢ヶ迫	一一〇五の四	十二号

(二四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年一月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
防府市大道土地改良区	理事	行重 延昭	防府市大字台道六六
"	監事	田中 芳孝	" " 一四九二
"	理事	内田 浩次	" " 三五八七

二 退任した役員

土地改良区の名称	防府市大道土地改良区	理事の別	理事	氏名	藤田 文雄	住	防府市大字台道六六	所	六五八七の三
					中谷 安彦				四〇四七
					内田 澄				二七四六
					好次 良男				大字切畑一七九六
					落合 登				六一二の五
					戸倉 正秀				大字台道六八八五
					田中 勇				四〇八七

土地改良区の名称	防府市大道土地改良区	理事の別	理事	氏名	行重 延昭	住	防府市大字台道六六	所	一四九二
					田中 芳孝				三五八七
					内田 浩次				六五八七の三
					藤田 文雄				四〇四七
					中谷 安彦				二七四六
					内田 澄				大字切畑一七九六
					好次 良男				六一二の五
					落合 登				大字台道四〇八七
					田中 勇				



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターの項中「阿武郡阿東町大字嘉年下」

を「山口市阿東嘉年下」に改め、同表岩国市青年の家の項を削る。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十九日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部阿東幹部交番の項から三谷警察官連絡所の項までを次のように改める。

阿東幹部交番	山口市阿東区を除く、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜、阿東地福下（字田代、字下杉原、字上杉原、字向原、字鷹の巣及び字荒瀬に限る。）
徳佐交番	山口市阿東区、徳佐下、山口市のうち阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下
三谷警察官連絡所	山口市阿東区、生雲東分

表山口県山口警察署の部長門峡警察官駐在所の項から嘉年警察官駐在所の項までを次のように改める。

長門峡警察官駐在所	山口市阿東区、生雲東分	山口市のうち阿東蔵目、阿東生雲東分（字御堂原及び字千頭に限る。）
地福警察官駐在所	山口市阿東区、地福上	山口市のうち阿東地福上、阿東地福下（阿東幹部交番の所管区を除く。）
嘉年警察官駐在所	山口市阿東区、嘉年上	山口市のうち阿東嘉年上、阿東嘉年下



正誤

平成二十二年三月三十一日山口県告示第五百十三号（県営住宅の構造及び戸数に関する

五	ページ
上	段
左 か ら 四	行
五・ に、 五・ に、 五・ 五・ を、 四・ 七・	誤
表 榊 田 県 営 住 宅 の 項 中	正

る告示の一部改正)

平成二十二年二月二十九日
発行

発行所

山口県知事庁